選挙運動

選挙運動は、有権者が各候補者の政見、政党の政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。しかし、無制限に自由を認めると、その選挙が候補者の財力によってゆがめられるおそれがあります。そこで、選挙の公正・公平を確保するために一定のルールが設けられています。

〇選挙運動の期間

立候補届が受理された時から選挙期日の前日まで

立候補届出前でもできること

- ・立候補の準備
- ・選挙運動の準備(ポスター等の作成など)

立候補届出前はできないこと

投票の依頼

〇選挙運動の種類

- ①文書図画による選挙運動
- ・選挙運動用通常ハガキ
- 選挙運動用ビラ
- 選挙運動用ポスター
- •新聞広告
- ・選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板等
- ・選挙カー(船舶も含む。)に取り付けるポスター、立札、看板等
- ・演説会で使用するポスター、立札、看板等
- ・候補者が使用するたすき、胸章、腕章等
- 選挙公報
- ・インターネット
- ②言論による選挙運動
- 個人演説会
- 街頭演説会
- ③その他の選挙運動
- ・選挙カー(船舶も含む。)
- ・電話での投票依頼
- ・個々面接(個別訪問は禁止)

○選挙運動費用の最高制限額

①市長選挙 (81 円×選挙人名簿選挙時登録者数) +310 万円

②市議会議員選挙 (501 円×選挙人名簿選挙時登録者数÷議員定数) +220 万円

〇選挙費用の公営

選挙運動費用の一部を国や地方公共団体が負担する制度です。

東かがわ市では、選挙公報の発行、ポスター掲示場の設置、選挙運動用通常ハガキについてのみ、負担しています。

〇政治活動との関連

政治活動とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対すること」「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対すること」を本来の目的とする団体及び主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたものです。

政治活動なのか選挙目的なのか判断しにくいものが多いため、立候補予定者の名前や後援団体の名称を記載した立札、看板、ポスターなどの文書図画掲示には数や規格などの制限が設けられています。